

## 第6章 基本方針

本章では、保存活用計画で示されている保存、活用及び整備の基本方針に沿って、整備目標を定める。

### 第1節 基本方針

#### (1) 保存の基本方針

##### ア 保存の基本方針

- 史跡の価値を未来に向けて確実に継承していく。
- 発掘調査及び研究により、史跡の価値を顕在化させる。
- 史跡隣接地を含めた郡家諸施設及び祭祀の全体像、寺院の実態解明のための調査研究を継続して行い、適切な保存を図る。

##### イ 保存の方向性

- 史跡及び史跡隣接地区の主要な価値及び副次的な価値を構成する要素を整理し、地区ごとに適切な保存を図っていく。
- 史跡の価値を高めるため、史跡隣接地区を含めた発掘調査及び研究を進めていく。
- 現状変更等に対する取扱いの方針及び基準に基づく保存を図る。
- 未指定地を含む史跡隣接地区の適切な保存を図る。
- 史跡及び史跡隣接地区の地理的環境及び景観について、史跡と調和した良好な状況を保全・形成していく。

#### (2) 活用の基本方針

##### ア 活用の基本方針

- 周辺遺跡を含めた地域の核として史跡の活用を図り、良好な歴史的景観の形成及びまちづくりに資する遺産としての活用を目指す。
- 史跡の周知を進め、地域の歴史学習及び観光に資する活用を図るとともに、両市におけるその他の文化資源と連携した、地域活性化に資する活用を目指す。

##### イ 活用の方向性

- 史跡の歴史的価値を学び親しむ場としての活用
- 地域の歴史・文化を理解する場としての活用
- 地域住民などが参画する交流の場としての活用
- まちづくりに資する歴史資産としての活用
- 史跡の価値及び魅力の発信、拠点としての活用

### (3) 整備の基本方針

#### ア 整備の基本方針

- 史跡の価値を顕在化させ、地域住民をはじめとして市民等が史跡の価値を充分に理解し、愛着を持てる整備を行う。
- 史跡の関連遺跡を含め郷土の歴史への理解を深め、情報発信及び学習の場として活用できる整備を行う。
- 学習の場、交流の場、憩いの場、災害時の避難場所などに活用できる場、また、両市内外からの来訪者の増大が期待できる魅力的な場としての整備を行う。

#### イ 整備の方向性

- 史跡の保存を前提とした整備
- 史跡の本質的な価値を顕在化し活用する整備
- 各地区の構成要素や諸条件に応じた整備
- 計画に基づく段階的な整備
- 活用の拠点施設となるガイダンス施設などの整備
- 史跡来訪者の利便性向上のための便益施設、駐車場などの整備
- ユニバーサルデザインを取り入れた整備

## 第2節 整備目標

基本方針並びに史跡の現状及び課題を踏まえ、次のとおり目標を設定する。

A 1 地区については、学習の場とともに、多様な交流を図ることができる場とし、さらに、史跡の保存及び活用並びに地域の課題解決を図るため、「史跡がある地域公園」として整備を進める。

また、A 2 地区については、現況の景観を維持しつつ、現在も続く地域住民の信仰や交流の場としての機能を継承していく場とする。

一方、A 地区に隣接するB 地区及びC 地区については、適切な保存措置をとることを目指し、必要に応じてA 1 地区及びA 2 地区と統一した仕様の解説板などを設置する。

## 第7章 整備基本計画

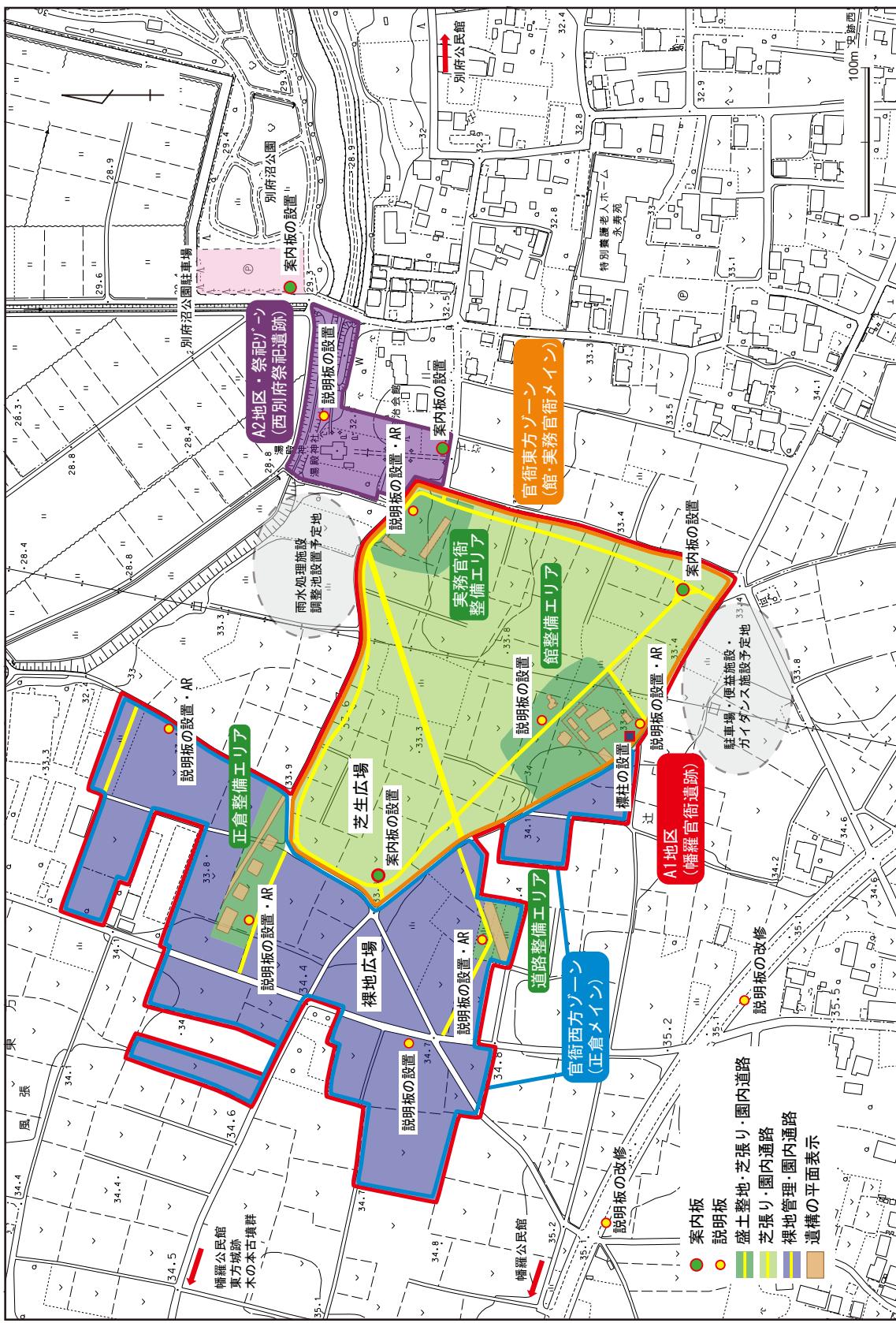
### 第1節 地区区分（ゾーニング）計画

幡羅官衙遺跡群は、広大な範囲に広がり、各遺跡及び遺構の性格が大きく異なっているため、同じ内容及び手法で整備を実施することは困難である。

そこで、本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地形、遺跡及び遺構の内容及び様相を考慮しつつ、次のとおり3つのゾーンを設定する。なお、A1地区は、確認されている遺構の様相から重点整備を行うため、さらに4つのエリアを設定する（第8表、第16図）。

第8表 幡羅官衙遺跡群における地区区分（ゾーニング）の概要

地区名	ゾーンの範囲とその概要		
	深谷市、周知の埋蔵文化財包蔵地「幡羅遺跡」の一部。遺構は、正倉院・館・実務官衙・道路跡・竪穴建物跡などが確認される。		
A1地区 (幡羅官衙遺跡)	館・実務官衙メイン  （官衙東方ゾーン）	館整備エリア	幡羅官衙遺跡の南東部。官衙施設の区画を利用した遺構が確認される。遺構は、主殿の四面廂掘立柱建物、脇殿及び前殿の掘立柱建物、掘立柱塀で構成される。区画外からは、多量の動物遺存体が出土した廃棄土坑や人面線刻土製品出土の竪穴建物が確認された。
		実務官衙 整備エリア	幡羅官衙遺跡の北東部。館整備エリアの北東側に広がる掘立柱建物群。7つのブロックに分けられ、特に北東端のブロックでは、桁行13間の掘立柱建物と桁行7間の掘立柱建物がL字状に配置される。
		芝生広場	多目的に利用可能で、史跡を感じることができる芝生広場とする。
	正倉院 （官衙西方ゾーン）	正倉整備エリア	幡羅官衙遺跡の北西部。溝で囲まれた正倉院が南北に分かれて設けられる。特に正倉院（南）では、成立から廃絶までの変遷が確認できる。
		道路整備エリア	幡羅官衙遺跡の南西部。史跡の南西部から西別府祭祀遺跡へ向かう道路。西側に側溝をもち、路面幅は6～8mを測る。
		裸地広場	主に保存目的の裸地管理地とし、調査及びその公開の機会を継続的に設ける。
A2地区 (西別府祭祀遺跡)	祭祀ゾーン  7,161.38 m <sup>2</sup>	熊谷市、周知の埋蔵文化財包蔵地「西別府祭祀遺跡」の一部。湯殿神社裏でかつて湧泉を伴った水路で多量の祭祀具が確認される。	



第16図 横羅官衙遺跡群における地区区分（ゾーニング）計画



官衙東方ゾーンの現況（左：館整備エリア　右：実務官衙整備エリア）



官衙西方ゾーンの現況（左：正倉整備エリア　右：道路整備エリア）

## 第2節 動線計画

動線に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき行う。

### （1）動線及びサイン計画 [A 1 地区、A 2 地区、史跡外]

- 史跡周辺部では、主要道路の交差点に、史跡への誘導表示施設を設置することを検討する。
- ユニバーサルデザインに配慮し、各ゾーン及びエリアを結ぶ動線を整備し、サイン設備を配置する。

### （2）園路 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

- 遺跡見学や散策を目的とした園路を設置する場合は、舗装は必要最小範囲とし、遺構の性格及び景観を損なわない通路線形及び幅員で整備を行う。
- 適宜、緊急車両及び管理車両が通れる仕様の通路を設けることを検討する。

### （3）広場 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

- 官衙東方ゾーンにおける芝生広場は、休憩や運動、イベント、災害時の避難場所、多目

的に使用できる広場として芝張りを施し、史跡を身近に感じができる広場とする。

- 主に官衙西方ゾーンの裸地広場において、調査及びその公開を行う機会を継続的に設ける。

### 第3節 案内・解説板等に関する計画

#### (1) 案内板及び解説板

史跡及び地域のもつ歴史的・文化的価値を来訪者に適切に伝えるとともに、来訪者が目的とする場所に確実に移動できるようにするため、案内板及び解説板を設置する。

案内板及び解説板は、来訪者に分かりやすいよう平易な表記を心がけるとともに、史跡が立地する環境や史跡整備の景観に配慮し、できる限り統一的なデザインとするよう努めるものとする。また、設置に当たっては、文部科学省が定めた「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」(p 53 : 資料1) の規定に準拠して設置するものとする。さらに、できる限り多言語に対応できるよう、外国語を併記するものとする。

#### ア 標識〔官衙東方ゾーン〕

官衙東方ゾーンには、史跡に指定されている地域であることを示す石造を基本とする標識を設置する。設置に当たっては、来訪者の動線及び史跡の景観に配慮するとともに、地下の保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。

#### イ 解説板及び名称板〔各ゾーン、エリア〕

史跡の概要及び歴史的・文化的価値を記した大型解説板、各施設及び遺構の内容を説明した中型解説板を各ゾーン及びエリアに設置するとともに、遺構ごとの名称板を設置する。

また、解説板では表記しきれない発掘調査時の情報や多言語情報については、スマートフォン等情報端末で読み取って見ることのできる、二次元コード（QRコードなど）を活用して提供する。

#### 〈大型解説板〉

- 設置場所については、史跡全体の中でどこからアプローチしても分かりやすい場所を検討し、設置する。

- 史跡の名称、指定年月日、指定の理由、概要及び価値など必要事項を表記する。

#### 〈中型解説板〉

- 設置場所については、史跡の特徴や特徴的な遺構を説明するため、整備した範囲を中心として史跡全体に設置する。

- 整備を行った遺構については、その特徴や最新の発掘調査成果に基づいて解説するよう努める。

#### 〈名称板〉

- 立体表示及び平面表示した遺構を来訪者に説明するため、遺構ごとにその名称板を設置

する。

#### ウ 案内板 [各ゾーン]

史跡の来訪者が、確実に目的とする場所に移動できるよう、史跡に設置された施設の配置図や見学ルートの動線などを表記した案内板を設置する。

○史跡全体及び周辺地域の案内を行うため、史跡整備の中心となる官衙東方ゾーン内に大型のものを設置する。

○整備した施設及び史跡の特徴を示す地区に案内を行うため、来訪者の動線に沿って適切に案内板を設置する。

### 第4節 便益施設に関する計画

史跡の見学者をはじめ、誰もが快適に利活用できるよう、休憩施設の整備及び史跡へのアクセス向上に向けた取組を進める。

休憩施設（ベンチ、休憩所）については、各ゾーンにおける史跡の整備に合わせ、遺構の保存及び史跡の景観への配慮を行った上で、史跡整備範囲内の動線付近及び眺望景観の視点となる場所を中心に配置する。

駐車場・駐輪場・トイレについては、原則、史跡指定地内に設置することはできないことから、利用者の利便性向上を図るため、指定地外に整備する。なお、身体障害者等が来訪した際には、必要に応じて駐車スペースとして裸地広場を活用する。

また、その他の施設として、来訪者の安全面及び利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明灯及びフェンスを設置する。

### 第5節 ガイダンス施設に関する計画

史跡整備に際しては、史跡だけでなく、史跡が所在する地域全体の歴史的・文化的価値を来訪者に周知する施設として、ガイダンス施設を整備する。

ガイダンス施設は、遺構表示など、史跡整備で行う展示と連動した情報発信機能を持つとともに、史跡の保存管理及び活用の拠点、ボランティア・地域住民・市民の活動拠点となるよう整備する。

#### （1）想定される利用者別の整備

想定される利用者別の整備については、次のとおりである。

##### ア 地域の小学生及び中学生

史跡を、郷土の歴史及び魅力を学ぶ教材として利活用できるよう整備を行い、その学習を通じて、史跡への愛着及び郷土への誇りの醸成を図る。

##### イ 地域住民及び市民

最も史跡を利活用する可能性が高い地域住民をはじめとする市民に対し、地域の歴史及び価値を知り、地域への誇りが持てるように整備を行うとともに、日常的な利活用にも供することができる施設とする。

## ウ 市外及び県外等の人々

史跡は、郡家の成立に関わる知見をもたらすとともに、郡家の多様な構成要素が判明した点に高い価値が認められる重要な歴史資料であることから、両市内外からの来訪者も主要な利用者となる。そこで、史跡を見て、知つてもらうことで、日本の古代史を学び、体感することができる施設として整備し、さらに両市の魅力を発信することができる施設として整備する。

### (2) 機能

#### ア 展示及び学習機能

ガイダンス施設には、史跡の本質的価値及び歴史的変遷、古代官衙全体の構造及び機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構及び遺物について学習するための機能が求められる。そのため、それらについて、パネルによる解説、出土遺物の実物展示などを行う。

#### イ 案内及び広報機能

来訪者に、史跡を見学する際に必要となる情報を提供したり、史跡の内容及び発掘調査の成果を市内外に広く情報発信する機能が求められる。そのため、パンフレット・チラシの配架スペースの設置やガイドボランティアの配置、専用ホームページによる情報発信を行う。

#### ウ 地域交流及び管理運営機能

地域交流及び地域活性化を促進するため、ボランティアの活動及び地域住民の諸活動の拠点となる機能を持たせる。また、史跡の管理団体である深谷市・熊谷市が、史跡の保存管理を行うための拠点とともに、史跡の案内及び日常的な管理を行うボランティア団体の活動拠点とする。

### (3) 整備

ガイダンス施設は、史跡の来訪者が必要とする史跡及び地域の情報を提供するとともに、史跡の案内及び管理を行うガイドボランティア団体の拠点となる必要があり、史跡に近接した場所に整備することが求められる。また、施設は、史跡とセットで利活用されことがより効果的であるため、遺構の整備に近い時期に整備することが望ましい。

なお、ガイダンス施設の整備は、他都市における同様の施設の事例を参考にしつつ、様々な意見を踏まえ、整備の基本的な考え方及び整備計画を検討した上で行う。

## 第6節 地形造成に関する計画

地形造成に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき行う。

### (1) 造成【官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン】

- 整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。
- 遺構の表示の整備に際しては、遺構に影響を及ぼさないよう整備に必要な掘削深度と保

存遺構面との間に適切な厚さの保護層を設けた造成を行う。

- 整備工事の際の掘削機等重機使用にあたっては、保存遺構面及び景観に影響がないよう十分配慮する。

#### (2) 排水 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

- 排水設備の整備は、保存遺構へ影響を及ぼさないよう十分注意して行う。

○遺構の保存整備に当たっては、表層を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

○雨水排水設備が必要となる場合は、保存遺構への影響に留意し、保存遺構が所在する敷地の周囲に排水路を設置することや指定地外に調整池を設けるなど適切な措置を講ずることとする。

### 第7節 遺構の表現に関する計画

遺構に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき行う。

#### (1) 遺構の整備手法

##### ア 遺構表示

来訪者が、幡羅郡家における施設の配置や規模をより理解できるよう、それらが同じ時期に存在したことを十分考慮した上で、平面表示及び立体表示を行う。また、史跡整備の参考とする時期は、郡家が成立、整備された7世紀末頃を基本とする。ただし、史跡の理解を促進するために必要である場合は、これと異なる時期の表示も用いる。

なお、いずれかの遺構で復元的表示を行い、便益施設の東屋として活用することも検討する。



遺構平面表示（掘立柱建物）の例

【久留倍官衙遺跡】



遺構立体表示（掘立柱建物）の例

【武藏国府跡】



遺構表示（礎石建物）の例  
【下野国分寺】



遺構表示（道路遺構）の例  
【東山道武藏道跡】  
武藏国分寺跡資料館提供



遺構復元的表示（掘立柱建物）の例  
【久留倍官衙遺跡】

#### イ 遺構復元的展示

来訪者が、幡羅郡家の正倉院、館、実務官衙やその他官衙関連施設の規模及び構造を感じ、史跡への理解が深められるよう、これまでの発掘調査により構造及び特徴が概ね明らかになった遺構について、復元的展示を行う。

遺構及び景観については、復元模型、AR（拡張現実）及びVR（仮想現実）といったデジタル技術の活用などにより、復元を図るものとする。また、スマートフォン等情報端末で読み取り見ることのできる二次元コード（QRコードなど）を活用する方法については、遺構及びガイダンス施設の整備に合わせた導入を目指す。



遺構復元展示（模型）の例  
【中宿古代倉庫群跡】



遺構復元展示（二次元コード）の例  
【長岡宮跡】

京都府向日市教育委員会提供

## （2）地区ごとの整備

### ア A 1 地区 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

史跡は、これまでの発掘調査により、7世紀後半の前期評の時期から11世紀前半までの官衙関連遺構群が確認され、その変遷が明らかになっている。

そこで、遺構の状況が明らかになっている館整備エリア、実務官衙整備エリア、正倉整備エリア、道路整備エリアについて、遺構へ影響を及ぼさないよう盛土保存を行った上で、平面表示及び立体表示の整備を行う。これにより、歴史文化資源について、多くの来訪者の効果的な理解を促進することができる。また、調査の進捗を踏まえて、整備エリアの拡大を図る。

### イ A 2 地区 [祭祀ゾーン]

史跡は、これまでの発掘調査により、幡羅郡家と密接に関わりのある祭祀遺物が多量に出土している。また、現在も神祇祭祀が続けられている宗教施設である湯殿神社が鎮座する神社境内地である。

よって、史跡における聖域としてふさわしい環境が維持されていることから、これを活かしつつ、発掘調査の成果を踏まえ、史跡の理解を助けるための解説板等設置の整備を行う。



第17図 館整備エリアのイメージ



第18図 実務官衙整備エリアのイメージ



第19図 正倉整備エリアのイメージ



第20図 道路整備エリアのイメージ

## 第8節 修景及び植栽に関する計画

修景及び植栽に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき行う。

### (1) 官衙東方ゾーン

- 遺構に損傷を与えると判断された既存樹木については、伐採する。
- 適切な地被植物として芝生を植栽する。
- 日常的に活用され、市民の憩いの場、学習の場として利用されるよう、修景及び緑陰のための植栽を行うことを検討する。
- 郡家及び祭祀場が存在した当時の歴史的景観が体感できるよう、古代の植生を参考にした植栽を行うことを検討する。
- 新たに中・高木の植栽を行う際には、保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。

### (2) 官衙西方ゾーン

- 遺構に損傷を与えると判断された既存樹木については、伐採する。
- 周辺の建築物などに対して遮断植栽を配植する際には、保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。
- 遺構表示エリアには、適切な地被植物として芝生を植栽する。
- 日常的に活用され、市民の憩いの場・学習の場として利用されるよう、修景・緑陰のための植栽を行うことを検討する。
- 新たに中・高木の植栽を行う際には、保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。
- 裸地広場の中に、史跡活用の趣旨に則った作物を栽培することも検討する。

### (3) 祭祀ゾーン

- 樹木の適切な管理について、聖域としての環境及び景観の維持に鑑み、適宜伐採及び剪定を行う。

## 第9節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

盛土整地による整備を行う、官衙東方ゾーンの館整備エリア及び実務官衙整備エリア並びに官衙西方ゾーンの正倉整備エリア及び道路整備エリアについては、既に十分な情報が得られているが、整備事業を進める上で、さらに情報を得る必要が生じた場合は、保存遺構に影響を及ぼさないよう必要最小限の範囲で発掘調査や測量調査を行う。

## 第8章 事業計画

### (1) ゾーン別整備計画

第7章で示した整備の基本的な考え方に基づき、各ゾーンにおいて次のとおり整備を行う。また、長期計画では、これらの適切に維持管理を行い、必要に応じて改修、計画変更などを行っていく。

#### ア 官衙東方ゾーン

整備計画	主な整備内容
●多くの遺構が確認されている史跡の中心地域として、来訪者が史跡を体感しながら、誰もが利用できる憩いの場となるよう、地域公園としての利活用を踏まえた史跡公園の整備を行う。	●整備範囲の芝張り、広場・園路の整備
	●解説板・案内板などの設置
●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、眺望を活かし、散策コースとして楽しめ、安全かつ快適に見学ができるよう整備する。	●A R・V Rなどデジタルコンテンツの整備
●広大な史跡全体を効果的に理解するため、遺構の状況が明らかになっている館整備エリア、実務官衙整備エリアを整備する。	●石製標識「国史跡幡羅官衙遺跡群」の設置
	●館・実務官衙などの遺構表示
●多くの人が、見学や憩いの場として来訪できるよう、史跡への影響が少ない場所において便益施設を整備する。	●休憩所の設置
	●遮蔽・区画施設の設置、植栽

#### イ 官衙西方ゾーン

整備計画	主な整備内容
●史跡を保存し、常に新鮮な情報の供給ができるよう継続的に調査を行うことを見据えた管理をする。	●継続的な発掘調査の実施とその成果発表のための現場公開
●広大な史跡全体を効果的に理解するため、遺構の状況が明らかになっている正倉整備エリア、道路整備エリアを整備する。	●解説板・案内板などの設置
	●正倉・道路などの遺構表示

#### ウ 祭祀ゾーン

整備計画	主な整備内容
●史跡における聖域としての環境や景観を守り、来訪者が史跡を体感できるよう整備する。	●樹木の管理
●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、厳かな雰囲気を活かし、安全かつ快適に見学ができるよう整備する。	●解説板の設置、案内板の改修など

## (2) 整備計画スケジュール

整備計画対象地における整備事業及び整備関連事業の年次計画について、その目安を次のとおり示す。ただし、状況に応じてスケジュールの見直しを行うものとする。

### 【短期計画】

年度（西暦） 区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)
整備基本計画策定											
公有化 〔官衙東方ゾーン〕		準備	準備								
公有化 〔官衙西方ゾーン〕							順次、公有化				
官衙東方 ゾーン・ 官衙西方 ゾーン	基本設計										
	実施設計										
	整備工事										
	AR・VR 等										
祭祀 ゾーン	案内板・ 解説板等										
調整池等整備				用地取得・必要に応 じて発掘調査等							
便益施設等整備						測量・ 設計等	用地取得 必要に応じて発掘調査等				
整備工事報告書作成											

### 【長期計画】

年度（西暦） 区分	長期計画期間：令和18年度（2036）以降		
官衙東方ゾーン	適切な維持・管理	必要に応じてエリア拡大・改修工事	→
官衙西方ゾーン	適切な維持・管理	必要に応じてエリア拡大・改修工事	→
祭祀ゾーン	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事	→
便益施設	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事	→
ガイダンス施設整備	用地取得・設計・整備	リニューアル・改修工事	→
AR・VR 等表示デジタル 技術整備	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事	→
案内板・解説板等整備	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事	→
整備に伴う調査	必要に応じて発掘調査・測量調査		→

第21図 橘羅官衙遺跡群整備イメージ



【資料 1】

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十一条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）

及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（解説板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき解説板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の解説板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、解説板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

# 国指定史跡 幡羅官衙遺跡群 整備基本計画

令和 年 月 日発行

編集・発行 深谷市教育委員会

埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号

熊谷市教育委員会

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1